

環境研究総合推進費実施要領

平成28年10月1日

平成29年7月14日改正

令和元年8月6日改正

令和3年9月17日改正

令和6年9月12日改正

環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ

第1章 目的

この実施要領は、「環境研究総合推進費実施要綱」（令和6年9月12日、環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ決定）の規定に基づき、環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）のうち補助事業以外の調査研究及び技術開発（以下「研究」という。）に係るものの実施に関して必要な細目等を定めるものである。

なお、補助事業として実施する研究については、別途定めるものとする。

第2章 公募区分と要件

1 環境問題対応型研究

(1) 研究課題の要件

個別又は複数の環境問題の解決に資する研究。

(2) 公募対象の明示

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、環境省が提示する行政ニーズに基づき、公募対象の研究課題等をあらかじめ明示した上で公募を行う。

(3) 研究代表者の役割

ア 研究参画者のうち、1名を研究代表者とする。

イ 研究代表者は、円滑な研究の推進と研究目標の達成のために、研究参画者を代表して研究推進に係る連絡や情報の取りまとめを行うとともに、研究参画者の研究分担を含む研究計画の作成や見直しに係る調整等、研究の円滑な実施のための進行管理を行う。

(4) 研究期間

研究期間は3年以内とする。

2 戦略的研究開発

(1) 研究課題の要件

我が国が国際的に先駆けて、若しくは国際的な情勢を踏まえて、特に先導的・重点的に進めるべき大規模な研究プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによって、我が国が先導的な成果を上げることが期待される大規模な研究プロジェクト。

(2) 公募対象の明示

機構は、環境省が提示する行政ニーズに基づき、公募対象の研究課題等をあらかじめ明示

した上で個々の研究課題の公募を行う。

(3) 研究代表者の役割

ア 研究代表者は、国内の研究機関等に研究者として所属している者で環境省があらかじめ指定した者とする。

イ 研究代表者は、円滑な研究の推進と研究目標の達成のために、研究参画者を代表して研究推進に係る連絡や情報の取りまとめを行うとともに、研究参画者の研究分担を含む研究計画の作成や見直しに係る調整等、研究の円滑な実施のための進行管理を行う。

また、研究代表者は、必要に応じ、研究参画者の中から研究代表者を補佐する者を選定することができる。

(4) 研究期間

研究期間は5年間とするが、より早期に研究成果が求められるプロジェクト等については、環境省が、5年以内で適切な研究期間を設定することができる。

なお、5年間のプロジェクトは〔第Ⅰ期3年間〕と〔第Ⅱ期2年間〕に区分し、中間評価において、研究の発展可能性、進捗状況等からみて、第Ⅱ期への移行が適切でないと認められた場合は、第Ⅰ期で終了するものとする。

3 革新型研究開発

(1) 研究課題の要件

ア 若手枠

国内の研究機関に所属する若手研究者による新規性・独創性・革新性の高い研究。

(2) 公募対象の明示

機構は、環境省が提示する行政ニーズに基づき、公募対象の研究課題等をあらかじめ明示した上で公募を行う。

(3) 研究参画者の要件

原則として、研究代表者及び研究分担者の全てが研究開始年度の4月1日時点で次のいずれかに該当することを要件とする。

ア 40歳未満であること

イ 博士の学位を取得後8年未満であること

(4) 研究代表者の役割

ア 研究参画者のうち、1名を研究代表者とする。

イ 研究代表者は、円滑な研究の推進と研究目標の達成のために、研究参画者を代表して研究の推進に係る連絡や情報の取りまとめを行うとともに、研究参画者の研究分担を含む研究計画の作成や見直しに係る調整等、研究の円滑な実施のための進行管理を行う。

(5) 研究期間

研究期間は3年以内とする。

第3章 その他

1 推進費の配分

機構は、「環境研究総合推進費調査研究及び技術開発評価実施細則」（平成29年7月14

日、環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ決定）に基づく研究課題の評価結果を踏まえて、研究資金が研究代表者及び研究分担者に適切に活用されるよう、推進費の配分を行う。

2 研究計画及び予算要求書の提出

研究代表者は、研究を開始する年度の前年度に、研究期間全体の研究計画及び経費等の研究実施計画書を作成し、機構に提出する。また、研究実施期間中の毎年度（最終年度を除く。）、翌年度の研究計画及び経費等に関する予算要求書を取りまとめ、機構に提出する。

3 研究成果等の報告

研究代表者は、研究実施期間中の研究の進捗状況等を取りまとめた「中間研究成果報告書」を中間評価実施年度の前年度の研究実施期間終了後に、また、最終年度を含む全ての研究実施期間を通じた研究成果等を取りまとめた「終了研究成果報告書」を最終年度の研究実施期間終了後に作成し、機構に提出する。なお、機構は報告書の提出に併せ、その他必要な資料を提出させることができる。

また、機構は、上記「中間研究成果報告書」及び上記「終了研究成果報告書」が、機構と研究者の所属研究機関との委託契約に基づき提出される「委託業務報告書」とは異なるものであることを研究代表者に周知する。

なお、環境省及び機構は、研究が終了した課題について、研究代表者又は研究分担者に、その研究成果を発表させることができる。

4 事前評価、中間評価及び事後評価

機構は、推進費で実施する研究課題の必要性、目標及び研究の進め方の適切さ等を判断し、研究活動の効率化及び研究成果の最大化を図ることを目的として、「環境研究総合推進費調査研究及び技術開発評価実施細則」に基づき、事前評価、中間評価及び事後評価を実施する。

5 追跡評価

環境省は、研究終了後の一定期間を経過した段階において、研究成果の活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、その検証結果を次の研究課題の検討、関連する研究施策等の見直し、評価方法の改善に反映することを目的として、「環境研究総合推進費調査研究及び技術開発評価実施細則」に基づき、追跡評価を実施する。

なお、研究代表者は、研究実施期間終了後に環境省が行う追跡評価に協力するものとする。

6 制度評価

環境省は、推進費に関して、目的は適切に設定されているか、意義・必要性は妥当なものか、仕組み・運用プロセスは適切か、成果や効果は十分に得られているか等を検証し、継続的な改善を図ることを目的として、「環境研究総合推進費調査研究及び技術開発評価実施細則」に基づき、制度評価を実施する。

7 研究期間の延長

機構は、推進費で実施する研究課題において、天災地変等により特に必要があると認めるときは、各公募区分において定められている研究期間を超えて延長することができる。